

◆文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(幼・小)」等の教職指導において使用されます。
 2. 4年次前期(所属する学部の指定する日まで)に学部の教務担当係に提出してください。
 3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
 4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
 5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。
- ※複数免許を取得する場合の各教科指導法等の記入方法については、学部教務担当係に確認ください。

◆文部科学省令で定める科目(教育職員免許法施行規則第66条の6)

文部科学省令の科目	授業科目名	単位	修得年度	評価
日本国憲法				
体育				
外国語コミュニケーション				
情報機器の操作に関する科目				

1. 本履修カルテは、4年次後期に開講される「教職実践演習(幼・小)」等の教職指導において使用されます。
 2. 4年次前期(所属する学部の指定する日まで)に学部の教務担当係に提出してください。
 3. 返却後は、教育実習の記録と一緒にバインダーに綴じてください。
 4. 本履修カルテは自己責任のもと、履修登録と相違のないように正確に記入してください。
 5. 未履修科目は、予定で科目名及び修得年度を記入してください。
- ※複数免許を取得する場合の各教科指導法等の記入方法については、学部教務担当係に確認ください。